大阪市スポーツ推進委員

平成２８・２９年度　新任研修会

大阪市経済戦略局スポーツ部 ・ 大阪市スポーツ推進委員協議会 研修委員会　平成28年8月25日

大阪市スポーツ推進委員の歴史

- 昭和32年4月：「地方スポーツの振興について」文部次官通達
  制度として体育指導委員が誕生・・全国で約2万人が委嘱
- 昭和33年3月：大阪市民体育指導委員395人に委嘱(市教育委員会)
- 昭和36年6月：「スポーツ振興法」が公布。・・・非常勤公務員と位置付けた。
- 昭和37年1月：「大阪市体育指導委員規則」制定・・・定数500人以内と定めた。
- 昭和38年8月：「大阪市体育指導委員協議会」の結成
- 平成 7年 4月：「なみはや国体」開催に向け定数を1,000人以内と定め増員を図った。
- 平成13年4月：機構改革により教育委員会からゆとりとみどり振興局（現在:経済戦略局)へ事務移管された。
- 平成21年2月：大阪市体育指導委員制度発足50周年記念式典開催
- 平成23年8月：「スポーツ基本法」制定・・第32条
  名称が「スポーツ推進委員」に変更、任務の明確化。
- 平成24年3月：「スポーツ基本計画」が告示

大阪市スポーツ推進委員とは

- 大阪市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに大阪スポーツ推進委員規則に基づいて、大阪市教育委員会より委嘱される非常勤の公務員であり、本市の体育・スポーツ振興の推進者として重要な役割を担う。
- 本市では従来より市民一人一人が日常的に、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるように、その普及・振興を推進しているところである。
- スポーツ推進委員が、特に活動の拠点を地域において、住民との連帯の中でスポーツ・レクリエーション事業の企画・立案を行い、委員相互の協力体制のもと活発に事業の発展をはかる事により、本市における生涯スポーツの振興がより一層充実するものと考えられる。

大阪市スポーツ推進委員とは

スポーツ基本法（抜　粋）

（制　定：平成23年8月24日法律第78号）

（スポーツ推進委員）

第32条　市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

２　スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツ推進のため、教育委会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

３　スポーツ推進委員は、非常勤とする。

大阪市スポーツ推進委員とは

大阪市スポーツ推進委員規則

制　　定：昭和37年1月17日市教委規則1
直近改正：平成23年9月28日市教委規則27

（目　　的）
第1条　　この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下法という。）第32条の規定に基づき、大阪市スポーツ推進委員（以下推進委員という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（職　　務）
第2条　　推進委員は、市民スポーツ振興に関し、次の職務を行なう。
⑴　スポーツの実技の指導を行なうとともに、スポーツについて理解を深めること
⑵　スポーツ活動の促進のための組織の育成・拡充を図ること
⑶　教育機関・行政機関、スポーツ関係団体等の行なうスポーツに関する行事又は事業に関する協力及び連絡調整を行なうこと
⑷　前各号に掲げるもののほか、スポーツ振興のための指導、助言を行なうこと

大阪市スポーツ推進委員とは

（定　　数）
第3条　　推進委員の定数は、1,000名以内とする。

（任　　期）
第4条　　推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　　教育委員会は、任期中においても推進委員を解嘱することができる。
３　　推進委員は、再任されることができる。

（細　　則）
第5条　　この規則に定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、教育長が定める。

スポーツ推進委員の役割

≪職務≫

① 住民に対してスポーツについての理解と関心を高めるための普及活動をはかる

② 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成・指導をはかる

③ 市・区・地域のスポーツ振興事業の企画に参画しその推進をはかる

④ 各種スポーツ団体その他関係団体の事業について協力する

⑤ 後継指導者の育成発掘をはかる

スポーツ推進委員の具体的な主事業

≪地域（町内会・小学校区等）における社会体育事業の企画・実施 ≫

① 学校体育施設開放事業運営委員会への参画、学校体育施設開放事業の活用

② 地域における体育祭、スポーツ、レクリエーション大会等の企画、実施

③ ラジオ体操・健康体操会等の企画、実施

④ 青少年スポーツ活動の普及、実施

⑤ 高齢者向けスポーツの普及、実施

スポーツ推進委員の具体的な主事業

≪地域（町内会・小学校区等）における社会体育事業の企画・実施 ≫

⑥　各種スポーツ教室の企画、実施

⑦　ニュースポーツ・レクリエーション活動の推進の普及・振興に関する諸事業の実施

⑧　体力テストの実施など体力づくりの推進

⑨　総合型地域スポーツクラブの普及啓発および設立・活動支援

⑩　その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

スポーツ推進委員の具体的な主事業

≪市・区における社会体育事業への参画・協力 ≫

1）区における社会体育事業

① 区民体育・スポーツ大会、区民レクリエーション大会、各種スポーツ大会

② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業

③ 地域の指導者としての研修事業

④ その他、区で行う体育・スポーツ関係の諸事業

スポーツ推進委員の具体的な主事業

2）市における社会体育事業

① 各種スポーツ大会・スポーツ推進委員研修会

② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業

③ 地域におけるスポーツ指導者としての研修事業

④ オータム・チャレンジ・スポーツなど市で行う社会体育事業

⑤ その他、大阪市で開催される大規模スポーツイベントにおける運営協力

スポーツ推進委員への期待と課題

スポーツ推進委員の自立・組織的自立・生活組織の育成

地域住民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターの役割が追加されたが、実技指導やスポーツ事業の企画・立案・運営等の業務は概ね実施されているものの、総合型クラブの創設や運営への参画、スポーツ活動全般にわたるコーディネートの取組みは不十分。

1. 求められる推進委員の資質向上と自立

- スポーツ指導者の資格を有し、熱意と能力があり、地域において効果的に連絡調整を行なうことができる人材を、性別や年齢のバランスに配慮しながら委嘱するという推進委員の委嘱のあり方に対する期待、そして、そのような資質向上のための研修の充実が考えらる。
- コーディネーターとしての資質を具体化し、それに見合った人材に推進委員を委嘱たり、その資質を研修で向上させることは容易ではない。
  資質向上と委員に課せられた役割の自覚という推進委員自身の自立が求められる。

スポーツ推進委員への期待と課題

２．推進委員の多様性と組織化

推進委員個人の資質問題や委嘱問題を越えて、推進委員の組織化問題がある。

・市区町村の協議会では、資質の高い推進委員をより効果的に組織化し、複雑化する地域スポーツの仕組みのなかで多様な関係者・関係団体の連絡調整を図るかが重要。

・推進委員は、多様な関係者の連携調整を図る連結ピンともいえますが、連結させるためには関係者の実情を理解していること。その意味では、多様な特徴を持った人材が必要。

・スポーツの実技指導は不慣れでも、学校教育に精通した人、高齢者福祉に関わっている人など、多様な人材に協力が必要。多様性に対応するためには、多様性しかありません。

スポーツ推進委員への期待と課題

３．生活組織を育てる推進委員

市区町村レベルの推進委員には、組織や団体の連携・協働のコーディネートだけでなく、それらの連携・協働が地域スポーツや地域生活に欠くことができない仕組み、〝生活組織〟にまで発展させることが期待されます。

・総合型クラブを育成するにとどまらず、そのクラブが地域生活に必要な組織、次世代に残したい仕組みに育てあげることまで視野に入れた活動。

・健康つくりや社会的交流の連携・協働を、地域で暮らしていかねばならない人々の生活に欠かせない生活組織にまで高質化する役割を期待したいものです。

おわりに

1. スポーツを通じた健康長寿社会の創生
2. 国際競技大会（2019ﾗｸﾞﾋﾞｰﾜｰﾙﾄﾞｶｯﾌﾟ、2020年東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ、2021年関西ﾜｰﾙﾄﾞﾏｽﾀｰｽﾞｹﾞｰﾑｽﾞ）開催。

当面、2つの大きな課題をスポーツ推進委員としてどのように意識し、関わるかが重要です。

また、その創生、成功に向けてスポーツ推進委員が果たす役割と遂行には、地域スポーツの活性化とともに、真に豊かな地域生活への〝思い〟や地域で暮らしている人々への〝想像力〟がその基盤となります。

新たにスポーツ推進委員に委嘱された皆様が、本日の研修を契機に、元気で明るく、地域で、ご活躍されますようご期待申し上げます。